

令和4年1月31日

秋田市総務部契約課

現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱い等について

1 現場代理人の常駐義務緩和（兼務）について

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合には、受注者は発注者の承諾を得て、同一の現場代理人をそれぞれの工事現場に配置できるものとします。

(1) 近接して工事を発注したことから諸経費調整の対象となっている場合

(2) 同一の現場代理人を配置しようとする工事が次の要件をすべて満たしている場合。

この場合、同一の現場代理人を配置できる件数は、3件まで（災害復旧工事等（災害復旧工事、改良復旧工事その他これらに類する工事をいう。以下同じ。）が1件あるときは4件まで、災害復旧工事等が2件以上あるときは5件まで）とする。

ア いずれも秋田市又は秋田市上下水道局発注工事であること。（災害復旧工事等に限って、秋田地域振興局又は土地改良区が発注した一般土木工事を含むことが可能であること。）

イ 工事場所がいずれも秋田市内であること。

ウ 兼務しようとする工事の請負金額がいずれも3,500万円未満（建築一式工事の場合は7,000万円未満）であること。ただし、「建築一式工事」と「他の工種の工事」を兼務することはできない。

エ 特記仕様書等に兼務を認めない旨が示された工事でないこと。

オ 兼務しようとする新たな工事が、「工事施行届」の提出前であること。

なお、発注者が兼務を認めた現場代理人は、安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることがないように、工事現場における安全管理により一層配慮することが必要になります。

2 変更契約にかかる取扱いについて

すでに兼務配置している場合で、そのうちの1件が変更契約により請負金額が3,500万円以上（建築一式工事の場合は7,000万円以上）となった場合には、原則それぞれの工事に別々の現場代理人を常駐させなければなりません。

例 契約 A、B、C いずれも建築一式工事以外の工事

契約 A 3,300万円	変更契約 →	契約 A 3,600万円 (現在施工中)
契約 B 1,200万円		契約 B 1,200万円 (現在施工中)
契約 C 900万円		契約 C 900万円 (現在施工中)
合計 5,400万円		合計 5,700万円
(3件を兼務)		(兼務を解除)

※ただし、発注者との協議により兼務を認める場合もあるものとします。

3 現場代理人兼務のための手順について

同一の現場代理人をそれぞれの工事現場に配置しようとする場合には、受注者は発注者と協議し、別紙様式「現場代理人の兼務配置届」を発注者に提出するものとします。

別紙「現場代理人の常駐義務緩和手続きフロー」を参照

4 常駐義務緩和の適用開始について

令和4年2月1日以降に入札の公告を行う工事の契約から適用します。

なお、現場代理人の兼務を認めない場合には、特記仕様書等に次のような明示を行います。

明示の例1：『本工事は、現場代理人の兼務を認めません。』

明示の例2：『本工事は、契約金額が減額になった場合においても、現場代理人の兼務は認めません。』

ただし、特記仕様書等にこの記載がなくとも、1件の請負金額が3,500万円以上（建築一式工事の場合は7,000万円以上。）の工事は、従来どおり兼務できません。

また、常駐義務緩和の要件を満たしている場合でも、発注者が現場代理人の常駐を必要と判断した場合は、兼務が認められないことがあります。

5 現場代理人が現場への常駐を要しない期間について

現場代理人が現場への常駐を要しない期間は以下のとおりですが、いずれの場合も発注者と受注者との間で、これらの期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面によりあらかじめ明確となっていなければなりません。

(1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の

搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間)

- (2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成後、検査が終了し、事務手続き・片付け等のみが残っている期間